

世紀東急工業株式会社 株主総会議事要旨

日時：2023年6月23日 10:00～10:28

場所：芝パークホテル 2階ロース

1. 議長（平社長）による報告事項の説明（ナレーションによる説明も含む。）
2. 議長（平社長）による決議事項の説明
（以下は、株式会社ストラテジックキャピタル丸木の発言とそれに対する会社側回答のみ記載）
3. 質疑応答

① 相談役の廃止と株主還元の充実について

<丸木>

昨年まで4年続けて配当性向100%を株主提案させていただき、やはり取締役会はずっと反対していたが、本年5月に配当性向100%とし、自己資本配当率8%を下回らないとの今期からの配当政策を公表していただいた。当社は自己資本を積み上げる一方でPBRがどんどん下落してきていたが、ようやく当社の株価もそれなりに反応しPBR1倍を上回ってきた。とても時間がかかったが、ようやく当社経営者にご決断していただき、本当に良かったと思う。今後も、株価を意識した経営を続けていただきたい。

それから、今回の第2号議案の相談役の廃止の議案についても、昨年、私共が株主提案させていただいた議案である。昨年は取締役会意見で反対されていたが、今年は会社提案でこの総会の議案として提出いただいた。提案理由も「コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため」とされ、大変良いご決断をいただいたと思っている。

② カルテルに係る株主代表訴訟と和解について

<丸木>

たまたま昨日になって、総会の前日を目指したわけでもなく、私共が提起した株主代表訴訟の和解が成立したので、その件についてお話しをしたい。会社側から報告があると思っていたが、無いので、私から他の株主の皆様にご理解を頂くために過去のことも少しだけお話しする。

当社は、ストレートアスファルトの価格についてカルテルを行った結果、2019年に公正取引委員会から約29億円の課徴金納付命令を受けた。我々は、2018年の株主総会以降ずっと、5年前から、誰の責任かを特定し、責任追及するよう求めてきた。当社の取締役の皆さんのみならず、本来その役割を担うべき監査役会も責任追及はされず、やむを得ず、我々は当社の元取締役4名に対し、当社が自認する約18億円の額について株主代表訴訟を2020年末に提起した。昨年3月の東京地裁、本年1月の東京高裁ともに我々の請求を認め

る判決であった。

昨日になって、私共、被告の元取締役4名、当事者の世紀東急工業は、和解に至りました。我々としては、責任追及を適正に行い、再発を防止することが目的である。4名の方々を破産させることが目的ではない。そこで、お支払いいただける範囲の金額で和解することとしたのである。当社からも昨日プレスリリースが発出されているが、ご覧になっていない株主さんも多いと思うので、是非、ご覧になって欲しい。

今回の訴訟を通じて我々が考えたこと、感じたことをお伝えする。

今回の4名の被告は、控訴審終了まで自らの過ちを認めず、引き返せなくなってから漸く過ちを認めるという姿勢で、非常に残念であった。結果として我々が2018年からずっと申し上げてきた通りとなったわけで、少なくとも2019年の課徴金決定のタイミングで、当社自らが責任者を特定して責任追及を行うべきであった。

その意味では、責任追及を行ってこなかった、その他の取締役、監査役の方々は、株主に対する義務を果たしていないと申し上げざるを得ない。そして、今回の株主代表訴訟で被告となり賠償責任を負ったのは4名だけだが、裁判所は平社長と石田専務を含む当時の部長以上の方々も違法行為を知っていて黙認した、と判示している。皆さんにも責任はあるはずだ。

最後に、過去の過ちについて責任を有耶無耶にしたままという当社の体質は、この機会に改めて欲しい。それは、違法行為をしても実際はペナルティは無いとの誤解も生みかねないし、再発防止にならないことを懸念するからだ。真に法令順守を徹底し、株主価値を向上させて行く会社となって欲しい。

株主価値の向上は取締役全員に課せられた責務であるということである。上場企業であれば株価という形で株主価値が衆目にさらされる。冒頭申し上げた資本政策、配当政策の変更によって、株主価値を向上させる第一歩を踏み出したが、このまま持続的な株主価値の向上を果たすことができるよう邁進していただきたい。

③ 議決権行使について

<丸木>

第1号議案は採決で賛否のみを問うことになると思われるので、棄権するということだけお伝えする。

<平社長>

ご意見として承った。

4. 議案の採決

会社提案を可決して終了。

以上